

## 論文の内容の要旨

論文題目：戦後教育における学習可能性をめぐる言論の変容過程  
——新制中学校の黎明期から 1960 年代までの教育運動を中心とした歴史社会学的研究

氏名：相澤 真一

本稿は、「戦後日本の中学校は、どのようにして、前期中等教育で与えられる内容を、ほぼ全ての生徒が学習可能であるということにしたのか」という問いを明らかにする。戦後、新制中学校が義務教育となり、国民が教育を受ける期間が延長した。だが、戦後直後、義務教育となった中学校に通う生徒達の能力の分散の大きさに教員達は戸惑いを隠さなかった。この戸惑いと混乱の中から、新制中学校において、何を、どの程度、誰に学習させていくかについて語られたことに注目する。

本稿は、主に文書資料に依拠し、新制中学校の黎明期から 1960 年代までを対象とした歴史社会学的研究である。この歴史の変容の叙述にあたり、教員や教員組合の動きを中心に注目した。教育実践については、数学科と外国語科を中心としながら、単なる教育目標論、当為論だけでなく、具体的な能力観、学級編成、教育方法などを検討対象とした。

第 1 章では、「教育運動言説」と「学習可能性」の概念的検討を行った。その結果、「教育運動言説」は教育社会学の「教育言説」と社会運動の社会学の「運動言説」の統合概念として位置づけられることを示した。その上で、本稿では、学習可能性の議論を動かした「聖性」を保持した言説を「教育運動言説」として扱った。また、本稿では「学習可能性」の概念を用いて、「陶冶」の概念を含む教育可能性とは別に、シンプルに内容を習得できるか否かという水準で議論した。その結果、学習可能性を社会学として検討するとき、「学習可能性の社会学は、学習内容を「制度」が同定する作業を起点とする」というテーゼが導出された。

第2章では、学習可能性という視点を持つことによって、光の当たる問題群が具体的にどこにあるかを、1945年以前の欧米の中等教育の事例のレビューを通じて明らかにした。

当初は、学習内容自体を固定化させた状態で、教育を受ける側の学習可能性を知能検査などをもって測定し、就学に適さない者を排除していく方法が取られた。その後、アメリカの学校で大規模に知能検査が応用されていくことによって、知能検査の結果が、学校内外での選別に用いられるようになった。この時、近代学校教育制度が、教育可能な者から不可能な者までを一元的な軸に並べつつ、段階に応じて包摂していく技術の萌芽が見られた。そして、産業構造の変化による社会変動と並行して生じたアメリカの中等教育拡大によって、学習内容を習得するという個々の学習必要性和学習可能性に応じた中等教育へと根本的に考え方に根本的に変化した「コペルニクスの転回」がもたらされた。

以上の点に加え、当時のハイスクールとジュニア・ハイスクールの特質の違いについて検討した結果、ジュニア・ハイスクールをジュニア・ハイスクールたらしめていたのは、職業訓練ではなく、ガイダンスとしての職業指導であったことを確認した。以上の、第2章までの検討によって、本稿全体の検討対象の布置連関の妥当性を歴史的に明らかにし、第3章以降の戦後日本の新制中学校の検討対象の設定を行った。

第3章では、政策側の新制中学校の初期構想からカリキュラムの具体化までの過程と、具体化された新制中学校において、絶対的に資源が不足する中で学習内容を学習させるために教員側が用いた「メディア」としての知能検査および知能検査の実施を通じた教育実践を検討した。

新制中学校の教育内容の構想では、①全員が同じ教育内容を受けべきだ、②勤労教育が中学校に必要なだ、③中学校の三年間で分かれていくようなカリキュラムであるべきだという三点があったことを示した。この①から③が根本的に矛盾を抱えながら、③の分かれていく時期を構想段階で曖昧にしたことによって、問題を先送りさせた楽観的なものであった。

この問題の先送りと楽観視を含んだ構想が、統一的な学校制度と選択制の少ないカリキュラムに具体化された。ただし、本来重視するはずの勤労教育は概念の共有において混乱をきたし、実践的な内容も含めた入学試験も低い正答率しか到達しない状況にあった。そのため、日本の新制中学校は、アメリカのジュニア・ハイスクールをジュニア・ハイスクールたらしめていた職業指導を理念としては導入しようとしたものの、実際には十分、機能させることができなかつたことが明らかになった。

一方、教育を実践した側にも第3章にて注目した。特に、新制中学校において知能検査が行われ続けていたことに注目した結果、50年代特有の知能・能力観として、児童・生徒の学習可能性を知能や能力の側面から明らかにしようとする見方であることを示した。

第4章では、本稿全体で最も重要な歴史的な変化を扱った。それは、教育運動言説として、生徒が学習できないとは言わない状況としての「学習可能性を留保する状況」が成立

していった過程である。

第4章前半では、新制中学校を構想する側が、改革案として示した1958年の学習指導要領改訂の制定過程を確認した。この学習指導要領は、新制中学校生徒に対する学習可能性について、限定的かつ「現実的」な見方が示されたものであった。すなわち、自分から学習内容を切り下げることが望む人には切り下げた上で、教育内容全体は切り上げるという路線としての「進路、適性に応ずる教育」が取られることとなった。

第4章後半では、運動側における対抗言説の形成過程を検討した。特に日本教職員組合の全国教育研究集会の議論に注目し、数学分科会において、学習指導要領改訂の結果として、政策の対抗上、高水準の数学教育の学習必要性が訴えられ、学習可能性を乗り越えようとする運動言説が構築されたことを明らかにした。さらに、外国語教育分科会において、外国語を学習することは、あくまで「その外国語を使う能力の基礎を養う」だけでなく、「諸国民との連帯を深める」ことや「思考と言語との密接な結び付きを理解する」ことに寄与することに学習の意義があるとして、勤評闘争や国民教育運動などと結びつけられながら、だから皆が学習できるし、学習必要なものであるとされた。ここに、学習可能性を留保する状況——生徒が必ずしも学習できないということは言わないことにする状況（名指すべき問題状況が存在しながら意図的に言葉として表明されない状態）——が生じてきたことを示した。さらに、学習可能性を留保する状況の中で、運動側が学力を再定義する試みを見てきた。しかしながら、『学力とは生きる力』であるとの意見に一致を見たように、個別課題解決のレベルでの学習可能性の議論を留保しつつ、加入率が低下傾向にあった運動組織内で抽象度と共鳴性の高い意味内容を保持した言論が増殖することに議論がとどまったことを示した。

第5章では、第4章における政治的関係の中で登場してきた学習可能性を留保する教育運動言説が、具体的に、どのような教育実践内部への変化をもたらしたのか、特に、能力別学級編成を否定する過程と教育運動内の「自主編成」に注目した。

能力別編成の否定過程については、基本的には、第4章で見てきた学習可能性を留保する議論の構図と同型の議論を展開した。すなわち、能力別編成に保持されがちであった能力の固定性を批判する見方と実践によって直面する生徒達の劣等感を問題視する見方という2つの見方を教員達に提供することによって、能力別学級編成が否定されてきた。

その上で、自然学級の中で教えるために、どのような教授法の工夫が行われたのかを教育運動内の「自主編成」に注目して検討した結果、みんな学ぶことのできる平等な中学生ということが「建前」にとどまらず、平等に高い教育達成を目指す実践もさまざまに試みられていたことを確認した。それらの教育実践は、運動としての先鋭的な主張も含みながら、日々の教員たちの工夫が積み重ねられていった。しかしながら、ここでさまざまな工夫をしようとも、教員の悩みは依然として解消されないものであった。

第6章の結論では、「教育運動言説」と「学習可能性」という概念を用いた分析によっ

て見えてきたものを整理し、さらに現代社会に対するインプリケーションを述べた。

本稿の分析全般を通して見てきたのは、生徒の学習可能性に応じた選択制を中学校内部で強めようとした 58 年の学習指導要領改訂に対抗していくことによって、教育運動の中で共有された教育運動言説が現実を突き動かしたことであった。

戦後、義務教育として発足した新制中学校では、常に生徒の大きな学習可能性の分散に対応することにさらされていた。その中で、能力別指導に対する根強い賛成や指導方法の工夫では限界があるとの指摘はたびたび教員の本音として提出されてきた。ある意味では、生徒の学習可能性を留保していくことにより、学級内での処遇の平等を確保していくことは、政策に対抗するために提示してしまい譲れなくなった「苦し紛れ」の方策であった。しかし、その「苦し紛れ」の方策だったものが、教育運動の中で「聖性」を帯びた言説となり、それに基づく行動を実行することによって、実際には教えにくい多様な分散を持った生徒たちに対して「寛容」かつ「忍耐がある」という二重の意味で *tolerance* のある前期中等教育が日本の中で成立してきたのである。